

令和5年2月24日

第32回村上市農業委員会会議録

第32回村上市農業委員会定例会を令和5年2月24日午後1時30分村上市神林支所3階第3会議室に招集した。

1. 出席委員は次のとおりである。

1番	阿部正一	2番	板垣栄一
3番	遠藤俊樹	4番	本間裕一
5番	佐藤健吉	6番	菅原隆雄
8番	遠山久夫	9番	本間サヨ子
10番	稲葉浩之	11番	齋藤博
12番	加藤孝平	14番	石山章
15番	佐藤裕介	16番	船山寛
17番	大倉毅	18番	大野章
19番	村山美恵子	20番	富樫与志栄

1. 欠席委員は次のとおりである。

7番	佐藤昌夫	13番	齋藤文夫
----	------	-----	------

1. 本定例会会議事件は次のとおりである。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農用地利用集積計画（案）の決定について

議案第4号 村上農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に係る意見書の交付について

その他

1. 本定例会に出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	八藤後茂樹
事務局次長	中村宣信
事務局副参事	小田雄介

1. 午後1時30分

八藤後局長

皆様、ごめんください。ただいまより第32回村上市農業委員会定例総会を開会いたします。

最初に、本日の欠席委員をご報告いたします。本日の欠席委員は2名です。議席番号7番、佐藤昌夫委員、議席番号13番、齋藤文夫委員より欠席のご連絡をいただいております。よって、現在の出席委員は18名であり、村上市農業委員会会議規則第6条により、本日の総会は成立いたし

ます。また、本日は農地転用に係る現地確認報告の関係で農地利用最適化推進委員、番号7番、渡邊一男委員にも出席をいただいておりますので、併せてご報告をいたします。

それでは初めに、会長よりご挨拶をお願いいたします。

石山会長

挨拶（略）

八藤後局長

ありがとうございました。

それでは、議事録署名委員選出以降の議事進行につきましては、農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長よりお願いいたします。

議長（石山会長）

それでは、議事録署名委員の選出についてお諮りいたします。

議長に一任いただければ幸いです。いかがでしょうか。

（異議なしの声多数）

議長（石山会長）

異議なしと認め、第32回村上市農業委員会定例総会議事録署名人には議席番号10番、稲葉委員、議席番号11番、斎藤委員のお二方をお願いいたします。

（両委員了承）

議長（石山会長）

議題に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局、説明してください。

小田副参事

それでは、表紙をめくっていただきまして、1ページ御覧ください。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。

今月は、贈与が3件、売買の案件が2件、合わせまして5件でございます。

それでは、番号1番からご説明申し上げます。番号1番からは贈与の案件でございます。譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、田1筆、地積5,025平米、契約の種別、所有権の移転（贈与）でございます。こちら所有者が農地を処分したい考えで、同じ集落で本家、分家の関係でもあります譲受人の〇〇さんのほうに譲りたいとのことで話がまとまったものでございます。

続きまして、番号2番、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、田3筆、地積は2,082平米、契約の種別、所有権の移転（贈与）でございます。こちら譲渡人の〇〇さんが奥さんの兄弟から贈与を受けるものでございます。譲渡人の〇〇さんのお宅、お子さんが県外にいて帰ってこないため、このような贈与をしたいというものでございます。

続きまして、番号3番でございます。譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、田4筆、地積5,485平米、契約の種別、所有権の移転（贈与）でございます。こちら譲渡人の〇〇さんからいこの子に当たります勝さんのほうへ贈与するものでございます。現在市外に居住しており、耕作もする予定もないことから、実家にお住まいのいとこのお子さんに当たる方、〇〇さんのほうへ贈与をするものでございます。

それでは、番号4番から売買の案件でございます。番号4番、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、畑2筆、地積977平米、契約の種別、所有権の移転（売買）、対価は〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円でございます。こちら譲渡人が市外在住で管理できないため、近くにお住まいの〇〇〇〇さん、こちらの方が譲り受け、耕作されるというものでございます。

続きまして、番号5番、右側の3ページになります。譲渡人、〇〇〇〇さん、譲受人、〇〇〇〇さん、地目、畑1筆、地積1,249平米、契約の種別、所有権の移転（売買）、対価は〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円でございます。こちら譲渡人の方が高齢にもなり、管理が難しくなってきたため、譲受人が売買をし、耕作をするものでございます。

それでは、場所の説明をいたします。めくっていただきまして、4ページ御覧ください。ページの上のほうに村上市民ふれあいセンターがございます。国道345号が南側に向けて走っております。その国道345号の右側になります。七湊寄りに太く囲った1筆、こちらが議案第1号、番号1番の位置図でございます。

続いて、右側の5ページ御覧ください。ページ中央やや左側に見えますのが、朝日地区あけぼの団地でございます。その右側に日本海沿岸東北自動車道が走っておりまして、高速の右側3筆を囲ってございます。大場沢地内の場所が議案第1号、番号2番の位置図でございます。

また、ページをめくっていただきまして、6ページ御覧ください。ページ下側に見えますのが布部集落でございます。集落内に小さく囲んだ箇所1か所と集落の北側、3筆囲った場所がございます。こちら議案第1号、番号3番の位置図でございます。

続きまして、右側7ページ御覧ください。こちらは四日市集落でございます。ページ右側に国道7号が走っておりまして、上に行きますと、すぐ古渡路の集落がございます。四日市集落内の山田川沿いに2筆囲んでございます。こちらが議案第1号、番号4番の位置図でございます。

ページめくっていただきまして、8ページ御覧ください。こちら大須戸の太行地区でございます。ページの右側に国道7号が走っておりまして、国道7号の左側、集落の北側になります。太く囲った場所が議案第1号、番号5番の位置図でございます。

以上で場所の説明を終わります。説明しました5件につきまして、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

ご審議をよろしくお願いいたします。

議長（石山会長）

今ほどの説明について質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

(発言する者なし)

議長（石山会長）

特にないようでありますので、議案第1号を許可することに決定してもご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

議長（石山会長）

異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について許可することに決定いたしました。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局、説明願います。

中村次長

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。

9ページ御覧いただきたいと思います。番号1、貸人、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借人、〇〇〇〇、〇〇〇〇、このお二人、親子関係でございます。土地2筆、地積493平米、転用目的は住宅建築敷地、契約は使用貸借、農地区分は第3種農地、備考としましては、申請者はこのたび住宅の建築を計画し、利便性等から申請地を最適と考え、転用申請するものです。なお、申請地は用途地域（第1種住居地域）に位置し、住宅が立ち並ぶ市街化の傾向が著しい区域にある農地です。木造平家建て1棟、建築面積89.43平米、始末書添付でございます。

始末書が提出されておりますので、報告いたします。説明の前に〇〇〇番〇〇〇という85平米のほうの土地について問題がありましたので、その始末書について説明いたします。

このたび転用許可申請をいたしました。現況は既にアスファルト舗装をした通路として使用している状態でございます。このように使用している経緯といたしましては、約10年くらい前に地元の要望により市道除雪用の雪捨場として利用するために舗装したものであります。今般、息子が自宅を建築するに当たり、農地転用許可が必要であることを知り、私が農地法を十分に理解していなかったため、事後の転用許可申請となってしまいました。今後はこのような行ないがないよう、農地法を遵守いたしますので、何とぞご留意いただきますようお願い申し上げます。

続きまして、番号2、下段のほうになります。譲渡人、〇〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇、土地1筆、面積108平米、転用目的は駐車場敷地、契約は贈与、農地区分は第2種農地、備考としましては、現在湊神社には駐車場がなく、参拝者は路上に駐車している。そこで、神社参道に近い申請地を利便性等から最適と考え、転用申請するものです。なお、申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地です。駐車場4台分となっております。

続きまして、次のページ、10ページ御覧いただきたいと思います。番号3、譲渡人、〇〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、〇〇〇〇、土地につきましては1筆、地積214平米、転用目的は住宅建築敷地、契約は売買、対価〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円でございます。農地区分は第2種農地、備考としましては、申請者はこのたび住宅の建築を計画し、利便性等から申請地を最適と考え、転用申請するものです。なお、申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地です。木造2階建て1棟、建築面積72.87平米でございます。

続きまして、4番、5番、6番が同一箇所の申請となっております。4番でございます。貸人、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借人、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、土地につきましては2筆、地積10,029平米、転用目的は砂利採取、契約は賃貸借、10アール対価として〇〇〇〇円となっております。農地区分は農振農用地にある農地、備考としましては、一時転用、利用期間は許可日から令和6年9月15日、全体面積は21,541平米で、うち農地が21,509平米、その他が32平米となっております。関係者は4名でございます。

右側、11ページ御覧いただきたいと思います。番号5、貸人、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借人は4番と同じでございます。土地につきましては1筆、5,024平米、転用目的以降は4番と同じとなっております。

続きまして、下段、番号6、貸人、〇〇〇〇、〇〇〇〇〇、借人が4番と同じとなっております。土地は1筆、6,456平米、以下番号4と同じとなっております。

続きまして、位置の説明をいたします。次のページを御覧いただきたいと思います。番号1の案件でございます。図面下段、左から右に通っているのが国道113号で、左側へ進むと荒川胎内インターチェンジがございます。図面右側を縦に通っているのが国道7号でございます。図面中央よりやや右手に太線で囲まれている2筆が今回の申請地となっております。

続きまして、右側13ページ御覧いただきたいと思います。番号2の案件となっております。図面上から左下方向に通っているのが国道345号です。左下にふれあいセンターがございます。ふれあいセンターの下側を右方向へ通っているのが県道岩船港線でございます。図面右側、県道脇に太線で囲まれているところがこのたびの申請地となっております。

続きまして、ページめくっていただきまして、14ページ御覧いただきたいと思います。図面中央を縦方向に通っているのが国道345号、その345号の左側が松喜和の集落となります。図面左側、中段に太線で囲まれているところが今回の申請地となっております。

続きまして、右側15ページを御覧いただきたいと思います。番号4、5、6の案件でございます。図面中央に鳥屋集落がございます。右上に荒川のゴルフ場がございます。図面中央よりやや左側、鳥屋集落の左側に太線で囲まれているところが今回の申請地となっております。

説明は以上でございます。

議長（石山会長）

それでは、転用に係る現地調査を実施していますので、議案番号1番について報告を願います。

推進委員7番、渡邊委員。

渡邊推進委員（7番）

推進委員の渡邊です。開催日は2月の10日、このたびの申請につきまして現地調査を行いましたので、報告いたします。

当日1時半に荒川支所において農業委員3名、それから推進委員2名出席の下、事務局より申請内容について説明を受けました。その後、現場に移動しまして代理人の土地家屋調査士立会いの下、申請内容について確認を行いました。申請者は、このたび実家近くに住宅を建築するため土地を探していたところ、利便性等から申請地を最適と考え、転用申請をするものとなりました。申請地は、用途地域の第1種住居地域に位置する農地でありまして、隣接地には農地はなく、境界にはブロックなどが既に設置されていますし、周辺への土砂の流出はないと確認しております。また、生活雑排水などの排水は道路に埋設されている下水管へ接続しておりますし、雨水排水につきましては、道路側溝へ接続する計画となっております。

なお、先ほど説明がございました始末書のとおり、現地申請地の一部85平米につきましては、既に舗装がされておりました。始末書のとおり、約10年程度前に雪捨て場として利用を要望されたということでございまして、その指定に対する理解不足に基づくものということでございました。

以上のことから、このたびの申請内容につきましては、やむを得ないだろうというふうに考えてございますので、ご審議、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（石山会長）

それでは、次に議案番号2番について報告を願います。

3番、遠藤委員。

遠藤委員（3番）

3番、遠藤です。議案第2号、2番の現地確認の報告をいたします。

2月8日、9時に神林支所第2会議室において農業委員4名、推進委員4名、事務局からは中村次長さんが出席しました。まず、資料による説明の後、現地へ移動し、現地で神社の氏子役員の〇〇さんと譲渡人の娘さんの旦那さん、〇〇さんの立会いの下、確認しました。現地は、イチジクの木の下埋め跡があり、草も刈られ、空にされた農地でありました。今回の工事につきまして、緩衝帯を設け、アスファルト舗装をすることと、雨水は道路の脇のU字溝に流すこととありました。隣の農地の地主も了解済みであります。そのことから、神林地区としましてはやむなしということでまとまりました。

皆様のご審議、よろしく願いいたします。

議長（石山会長）

それでは、続いて議案番号3番について調査報告をお願いいたします。

17番、大倉委員。

大倉委員（17番）

17番、大倉です。番号2の七湊道路現地調査の後、松喜和に移動し、番号3の現地調査を実施いたしましたので、報告いたします。

現地では、〇〇〇〇の〇〇氏、〇〇〇〇の〇〇氏立会いの下、申請内容について確認を行いました。申請者は、このたび住宅の建築を考え、勤務地に近く、利便性のよい土地を探していたところ、条件に合った土地が見つかったことから転用申請するものであります。申請地の周囲には土留め等が既にあり、周囲への土砂許可流出は考えられ、また隣接する農地の所有者から同意を得ております。汚水処理等につきましては、道路に上下水道管が埋設されていることから、そこへの取付けを計画しております。敷地内の雨水排水につきましては、道路側溝へ接続する計画であります。

以上から現地調査の結果、地域としては委員全員で許可すべきものとの意見になりました。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（石山会長）

次に、現地調査の報告、番号4番から6番について報告を願います。

1番、阿部委員。

阿部委員（1番）

1番、阿部です。それでは、議案第2号、番号4から6の現地調査を報告いたします。

今月の10日午後1時半より、荒川支所において中村次長の説明を受け、その後農業委員3名、最適化推進委員2名で現地において〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇両氏の説明を受けました。この集落は、5か所ほど砂利採取場がございまして、特に農耕車等の通行にはこれから十分気をつけて行うことということを付け加えまして、出席委員全員が許可すべきものと判断しました。

皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長（石山会長）

それでは、質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

（なしの声あり）

議長（石山会長）

ないようでありますので、議案第2号については許可することに決定してもご異議ございませんか。

（異議なしの声多数）

議長（石山会長）

異議なしと認め、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

次に、議案第3号 農用地利用集積計画（案）の決定についてを議題といたします。

事務局、説明してください。

小田副参事

それでは、16ページ御覧ください。議案第3号 農用地利用集積計画（案）の決定についてご説明いたします。

今月は、使用貸借が3件、賃貸借の設定が130件、売買の案件が3件、合わせまして136件でございます。

それでは、番号1番からご説明申し上げます。番号1番、貸人、〇〇〇〇、借人、〇〇〇〇、地目、畑1筆、面積547平米、期間は10年間、再設定の案件となります。こちら、以降、番号1番から3番まで使用貸借の案件でございます。

続いて、番号の4番から賃貸借権の設定でございます。番号4番、貸人、〇〇〇〇、借人、〇〇〇〇、地目、畑2筆、合わせまして面積3,846平米、期間は10年間、賃借料10アール当たり〇〇〇〇円、新規の設定となります。

以降、49ページの番号133番まで賃貸借権の設定案件でございます。

それでは、49ページ、番号134番からが売買の案件でございます。それでは、番号134番、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、田2筆、面積3,303平米、利用権等の種別、所有権の移転（売買）、対価は〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円でございます。

続きまして、番号135番、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、田1筆、3,095平米、利用権等の種別、所有権の移転（売買）、対価〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円でございます。

ページめくっていただきまして、番号136番になります。譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、田4筆、面積が合わせまして1,184平米、利用権等の種別、所有権の移転（売買）、対価〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円でございます。

それでは、場所の説明をいたします。右側の51ページ御覧ください。こちら荒川地区の名割集落でございます。下側へ行きますと国道113号方面でございます。名割集落の北側、1筆囲った場所がございます。こちらが議案第3号、番号134番の位置図でございます。

ページをめくっていただきまして、52ページ御覧ください。ページ中央に国道7号及びJR羽越本線が南北に走っております。国道7号の右側の松沢方面に1筆、太く囲った場所がございます。こちらが議案第3号、番号135番の位置図でございます。

続きまして、右側の53ページ御覧ください。ページ中央に日本海沿岸東北自動車道が走っております。高速の左側が十川集落方面、右側が下新保集落でございます。高速道路と下新保集落の

間にたく囲った4筆ございます。こちらが議案第3号、番号136番の位置図でございます。

以上、全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満たしていると考えます。

説明は以上でございます。

議長（石山会長）

それでは最初に、議案番号32番、33番について24ページですが、審議をいたします。議長である私が議事に参与できないため、議長を板垣職務代理者に代わって審議のほどをお願いいたします。

（14番 石山会長退席）

板垣職務代理者

それでは、議長を会長から私に代わりまして、議案番号32番と33番につき審議をいたします。会長関係者ということで退席されております。

ご意見、ご質問あります方はお願いいたします。ございませんか。

（なしの声あり）

板垣職務代理者

それでは、農用地利用集積計画、32番、33番は承認することに決定してよろしいですか。

（異議なしの声多数）

板垣職務代理者

ありがとうございます。それでは、承認することに決定をいたしました。

（14番 石山会長着席）

板垣職務代理者

会長、32番、33番は承認することに決定いたしました。

議長（石山会長）

職務代理ありがとうございます。

それでは、次に議案番号4番、5番につき審議いたします。議席番号18番、大野委員、議事に参与できないため、退席を願います。

（18番 大野委員退席）

議長（石山会長）

それでは、番号4番、5番につき質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

（発言する者なし）

議長（石山会長）

ないようでありますので、承認することに決定してもご異議ございませんか。

（異議なしの声多数）

議長（石山会長）

異議なしと認め、番号4番、5番につき、承認することに決定いたしました。

(18番 大野委員着席)

議長 (石山会長)

大野委員、番号4番、5番、承認することに決定いたしました。

次に、番号100番につき審議いたします。議席番号11番、12番、20番、それぞれ斎藤委員、加藤委員、富樫委員、議事に参与できないため、退席を願います。

(11番 斎藤委員、12番 加藤委員、20番 富樫委員退席)

議長 (石山会長)

それでは、質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

(番号違いがありましたね。すみません、109番でしたの声あり)

議長 (石山会長)

大変失礼いたしました。番号109番につき審議をいたします。質疑に入ります。

(発言する者なし)

議長 (石山会長)

承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

議長 (石山会長)

異議なしと認め、番号109番、承認することに決定いたしました。

(11番 斎藤委員、12番 加藤委員、20番 富樫委員着席)

議長 (石山会長)

大変失礼いたしました。番号109番でありました。訂正しておわび申し上げます。

番号109番、承認することに決定いたしました。

それでは、今ほど承認された案件を除きまして質疑に入ります。

1番、阿部委員。

阿部委員 (1番)

1番、阿部ですが、ちょっと質問ではないんですけども、番号の38番が、前回私、まだ相続されていないということであった案件だと思いますけども、この辺小田さんにちょっと説明をお願いしたいなと思ひまして。

小田副参事

こちら先月の案件で取下げをさせていただいた案件なんですけども、翌日、〇〇さんのお宅にちょっとお邪魔して確認してきたところ、相続の登記簿は終わっているということで、改めましてこの地番については〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの貸借を結ばさせていただくという案件でございます。先ほどは指摘どうもありがとうございました。

議長 (石山会長)

番号44番、27ページですが、〇〇〇〇さん、二、三日前に葬儀がありまして、同姓同名の方ではないと思うんですが、葬祭センターに……

(事実であれば駄目なわけでしょうの声あり)

議長 (石山会長)

すみません、番号44番については確認し、〇〇〇〇さんが亡くなっていた場合は、この議案については取り下げると、また生存して丈夫であれば……

(新聞に載っていたとの声あり)

議長 (石山会長)

じゃ、まず確認させていただきまして、亡くなっていたら取下げというふうなことにさせていただきますが、いかがでしょうか。

(はいの声多数)

議長 (石山会長)

ほかにないようであれば議案第3号……船山委員。

船山委員 (16番)

16番、船山です。質問ではないんですけども、事務局にちょっとお伺いしたいんで、110番から合同会社 F a r m X 8、山北は公社以外はちょっと分からなかったものですから、かなり出てきているんで、この合同会社はどのような形態で運営しているものなんですか。

小田副参事

F a r m X 8 さんの関係でしょうか、ですよ。

(はいの声あり)

小田副参事

こちらどういった形態というかはあれなんですけど……

(設立とかこっちに……の声あり)

中村次長

ちょっとお時間いただければ。

小田副参事

現在うちのほうに下に適格法人の資料を取ってまいりますので、ちょっと時間をいただければと思います。申し訳ございません。

議長 (石山会長)

ほかによろしいでしょうか。

(会長、いいですか。F a r m X 8 についてちょっと……の声あり)

議長 (石山会長)

じゃ、加藤委員から補足説明をお願いします。

加藤委員（12番）

地元の北黒川というところの法人になります。何年前かな、合同会社って新潟のどなたか知らんけど、その会社と合同でやるというような方向で認定を受けて、施設の会社、法人を設立しました。その後、その会社と付き合いというか、採算が合わなくてやめて、今は1人でどこかのところに米を販売するというので今はやっています。そういうような流れです。

ただ、合同会社というのは聞き慣れない会社なので、そこを今事務局が調べて内容を説明すると思いますので、よろしくをお願いします。

議長（石山会長）

ありがとうございます。

ほかにいいでしょうか。

（発言する者なし）

議長（石山会長）

じゃ、いましばらくお待ちください。

それでは、10分間休憩をします。

休憩 午後2時10分～午後2時22分

議長（石山会長）

それでは、休憩を解きまして再開いたします。

先ほどの合同会社についての質問に対し、事務局から答弁いたします。

小田副参事

それでは、先ほど船山委員のほうからご質問のありました合同会社FarmX8さんの関係なんですけども、こちら資料によりますと、平成29年の3月に会社成立の年月日になっております。目的としましては、農業農産物の製造、加工、販売、農業生産に係る作業受託等々、農業にまつわる目的が会社の全部事項証明書には載っております。現在の構成員としましては3名の方のお名前がありまして、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、皆さん30代らしいんですけども、3名の方、構成員として名前が連なっております。自作地はございませんけれども、耕作地、現在、本日の議案に載っているものを含めると約20町歩の田のほうを耕作されているようでございます。

説明は以上でございます。

議長（石山会長）

今ほど合同会社のちょっとネットで見ましたら、会社の所有者と経営者が一致していると、合同会社の場合。それと、設立のメリットについては設立時の費用が安いということと、合同会

社の場合は決算公告や役員任期の更新の手続の必要がないということですし、合同会社が倒産したときの出資額を限度に責任を負うと、それと株式会社に比べてやはり信用力や資金の調達については劣るだろうというようなことがネットで記載されていたので、報告します。

船山委員、よろしいでしょうか。

船山委員（16番）

3名の30代と思われるのであれば、非常に有望かというふうに思います。

議長（石山会長）

ありがとうございました。

ほかはないでしょうか。

（発言する者なし）

議長（石山会長）

ないようでありますので、議案3号、承認することにご異議ございませんか。

（異議なしの声多数）

議長（石山会長）

異議なしと認め、議案第3号 農用地利用集積計画（案）の決定については、承認することに決定いたしました。

議案第4号 村上農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に係る意見書の交付についてを議題といたします。

事務局、説明してください。

中村次長

議案第4号 村上農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に係る意見書の交付について説明いたします。

54ページ御覧いただきたいと思います。番号1、申請人、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、土地につきましては1筆、地積が583平米、変更区分は農用地区域からの除外、変更目的は駐車場及び資材置場、変更内容といたしましては、申請者は隣接地において蒸留所を運営しており、来年の秋に初出荷を予定しています。施設では、今後直売所の設置や施設見学などを計画しており、来場者用の駐車場やたるなどを置く資材置場が足りないことから、周辺に土地を探しておりました。しかし、条件に合致した非農地が見つからなかったことから、当該地を駐車場及び資材置場とするため、計画を変更するものです。申請地は、三方を下線や排水路に囲まれた農地でございます、周辺農地への影響は少ないと考えております。駐車場10台分202平米、資材置場246平米、通路135平米となっております。

続きまして、位置の説明をいたします。右側55ページを御覧ください。図面右側、縦方向に通っているのがJR羽越本線と国道7号です。下のほうに平林駅がございます。図面右上、国道7

号の脇に太線で囲まれているところが申請地でございます。なお、申請地の下の四角がございませぬけれども、こちらが蒸留所となっております。

説明は以上でございます。

議長（石山会長）

意見書の交付について現地調査をしていただいておりますので、報告をお願いいたします。

8番、遠山委員。

遠山委員（8番）

8番、遠山です。議案第4号 村上農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に係る意見書の交付についての現地確認を行ってききましたので、報告させていただきます。

2月8日水曜日、神林地区農業委員4名、推進委員4名、神林支所に集まり、中村次長にその他の案件とともに説明を受けて現地に向かいました。10時半頃現地に到着し、〇〇行政書士さんの立会いの下、確認してまいりましたので、ご報告いたします。

当日は雪の中ではありましたが、境界等は確認することができ、また排水路の具合や土地改良区の用水路の状況も確認できました。図面には載っていませんが、滝矢川と松沢側の合流地点に面した休耕田で農振区域内ではありますが、地主の〇〇〇〇さんに聞いたところ、大変日陰等になっている田で、圃場整備余剰地に近い状況のところだそうであります。現場は埋め立て、アスファルト舗装し、水路側には土留めを行い、雨水等はそこには流さないように対処するとのこと。また、工場宅地の2分の1の要件を満たしているところから、地区委員と問題とすべき点はないのではないかとこの意見となりました。

ちなみに、使用目的は観光客用駐車場として利用したいというようなことをおっしゃっていました。

皆様方のご審議よろしくをお願いいたします。

議長（石山会長）

それでは、今ほど説明、報告のあった議案第4号について質疑に入ります。

1番、阿部委員。

阿部委員（1番）

ちょっと申請人の名前、先ほど中村次長は〇〇〇〇と言いましたよね。今遠山委員の〇〇さんという、どういうんですか。呼び方の違いなんですか、それとも別の人なんですか。

議長（石山会長）

遠山委員。

遠山委員（8番）

地主の方が〇〇〇〇さんであります。

阿部委員（1番）

この字ではないわけですね。この申請人の。

中村次長

こちら申請人は買い求める側、工場の人ですし、今遠山委員からお名前、〇〇さんというのは現在の土地所有者の方のお名前でございます。

議長（石山会長）

阿部委員、よろしいでしょうか。

阿部委員（1番）

結構です。

議長（石山会長）

ほかにあれでしょうか。

（発言する者なし）

議長（石山会長）

ないようでありますので、議案第4号については、村上市農業委員会の意見はやむを得ない旨通知するという事に決定してもご異議ございませんか。

（異議なしの声多数）

議長（石山会長）

異議なしと認め、議案第4号、村上農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に係る村上市農業委員会の意見は、やむを得ない旨通知することに決定いたしました。

議案としてその他について、何か皆様方からあれば。

（発言する者なし）

議長（石山会長）

特にないようでありますので、引き続き協議連絡事項に入ります。

・協議、連絡事項ほか

時に午後2時46分であった。

以上の議事の概要を記し、その内容に相違ないことを認めここに署名する。

令和5年2月24日

村上市農業委員会

会 長

同議事録署名委員

委 員

委 員